

四国地方整備局告示第四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年六月六日

四国地方整備局長 横田 耕治

第1 起業者の名称 高知県

第2 事業の種類 一般国道439号改築工事（高知県高岡郡梶原町松原地内）

第3 起業地

1 収用の部分 高知県高岡郡梶原町松原地内

2 使用の部分 高知県高岡郡梶原町松原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、高知県高岡郡梶原町松原地内の延長780mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道439号改築工事」（以下「本件事業」という。）であり、本件区間を起業地とする部分である。本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされているが、一般国道439号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は、改正法附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事であると認められる。

また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けた一般国道ではないこと及び本件区間の存する区域が高知県であることから、高知県が本件区間の道路管理者となるので、高知県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、徳島県徳島市を起点とし、高知県内において高知県長岡郡大豊町から10町村を通過しながら中村市に至り、一般国道56号との接続点を終点とする総延長346.0kmの路線である。本路線は、一般国道32号、一般国道33号及び高速自動車国道四国横断自動車道等と連結することにより、高知県中央部における交通網の形成はもとより、四国地方における広域の交通網を形成する路線である。

本件区間に対応する本路線は、高知県中西部に位置する高岡郡梶原町、幡多郡大正町、高岡郡東津野村及び高岡郡仁淀村において、当該地域を南北に通過する唯一の主要幹線道路であり、地域住民にとっては欠くことのできない生活道路であるとともに、救急医療時における患者の搬送や災害時における地域の孤立を解消するための重要な路線であるにもかかわらず、道路幅員が2.8mから5.7m程度と狭小なため、待避所のない箇所においては車両同士の交互相行に支障をきたしている。また、車道と歩道の区別がなく、歩行者等の安全な通行が著しく阻害されている状況である。

本件事業の完成により、片側に歩道を備えた2車線道路が整備されることから安全かつ円滑な交通の確保が図られることとなる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく、環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価は実施されていないが、本件事業は、民家等の少ない山間部において施行されることから地域社会の生活環境へ与える影響は極めて小さいものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本路線の安全かつ円滑な交通の確保を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級の規格に基づき、線形改良及び現道拡幅により、2車線の道路に改築する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間のルートについては、高知県高岡郡梶原町松原地内における改築済みである本路線との接続点を起終点とし、極力直線となるよう線形改良及び現道拡幅を行う案（申請案）であるが、代替案についてはこの申請案のほか、

現道の東を通過する東側バイパス案

現道の西を通過する西側バイパス案

が考えられる

申請案、東側バイパス案及び西側バイパス案の3案について比較すると、申請案は、移転が必要となる住家が12棟と東側バイパス案に次いで多くなるが、山間部に位置する起業地周辺においては、希少な耕作地を有効活用しており、その希少な耕作地の潰地面積が少なく、地域住民へ与える影響は小さい。また、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、地域社会への影響、経済性、技術的観点から総合的に比較すると、申請案の手法は最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、歩行者等の安全な通行及び車両の安全かつ円滑な交通の確保並びに地域の救急医療における搬送の円滑化

をできるだけ早期に図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令の規格に基づき必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、本件事業により恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられており、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高知県高岡郡梶原町役場